

歩けるまちづくりを推進するための基本的な方針

金沢市並びに市民や事業者の皆さんが、歩けるまちづくりに取り組む際の基本となる方針を定めています。

1 歩く人にやさしい交通環境

①歩行者に配慮した交通環境の整備

道路形態及び地域の特性などに応じて、通過交通の抑制、カラー舗装等による走行環境の改善、交通安全、公共交通の利便性向上など、歩く人にやさしい交通環境を整備していきます。



②歩行者に配慮した沿道等の周辺環境の整備

バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した歩行環境の確保、街並みの特徴を生かした道路修景など、沿道等の周辺環境の整備を通じ、歩けるまちづくりを推進します。

2 まちを歩く意識の醸成

①地域コミュニティの醸成

まちを歩くことにより、道を大切に、自らのまちを知り、まちへの愛着を深めることで、地域コミュニティの醸成を図っていきます。



②過度のマイカー依存生活からの転換

自動車中心から公共交通を活用した歩けるまちづくりへの意識醸成を図っていきます。

3 まちの回遊性の向上

①回遊性の向上

歩行者ネットワークの連続性確保など、歩行環境の向上を図るとともに、まちの賑わいを創出します。



②歩けるみち筋の指定

金沢のまちの風情と良さを身近に感じて歩くことができる道を「歩けるみち筋」として指定し、その整備に努めます。

金沢市は、歩けるまちづくり推進の取り組みを支援します。

お問い合わせは

金沢市歩ける環境推進課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL(076)220-2371 FAX(076)220-2048

E-mail arukeru@city.kanazawa.lg.jp

安全で快適に歩くことができるまちづくり

芳齋地区歩けるまちづくり

(平成23年7月8日協定締結)



金沢市は、金沢に住む人、訪れる人の誰もが、安全に、そして快適に歩けるまちづくりを推進しています。芳齋地区は、藩政期からの歴史を持つ金沢特有の細街路が多く入りくんだ、まちなか区域であると同時に、幹線道路が縦横に貫き、交通結節点であるJR金沢駅や武蔵・近江町等の商業地が隣接する利便性の高い地区です。

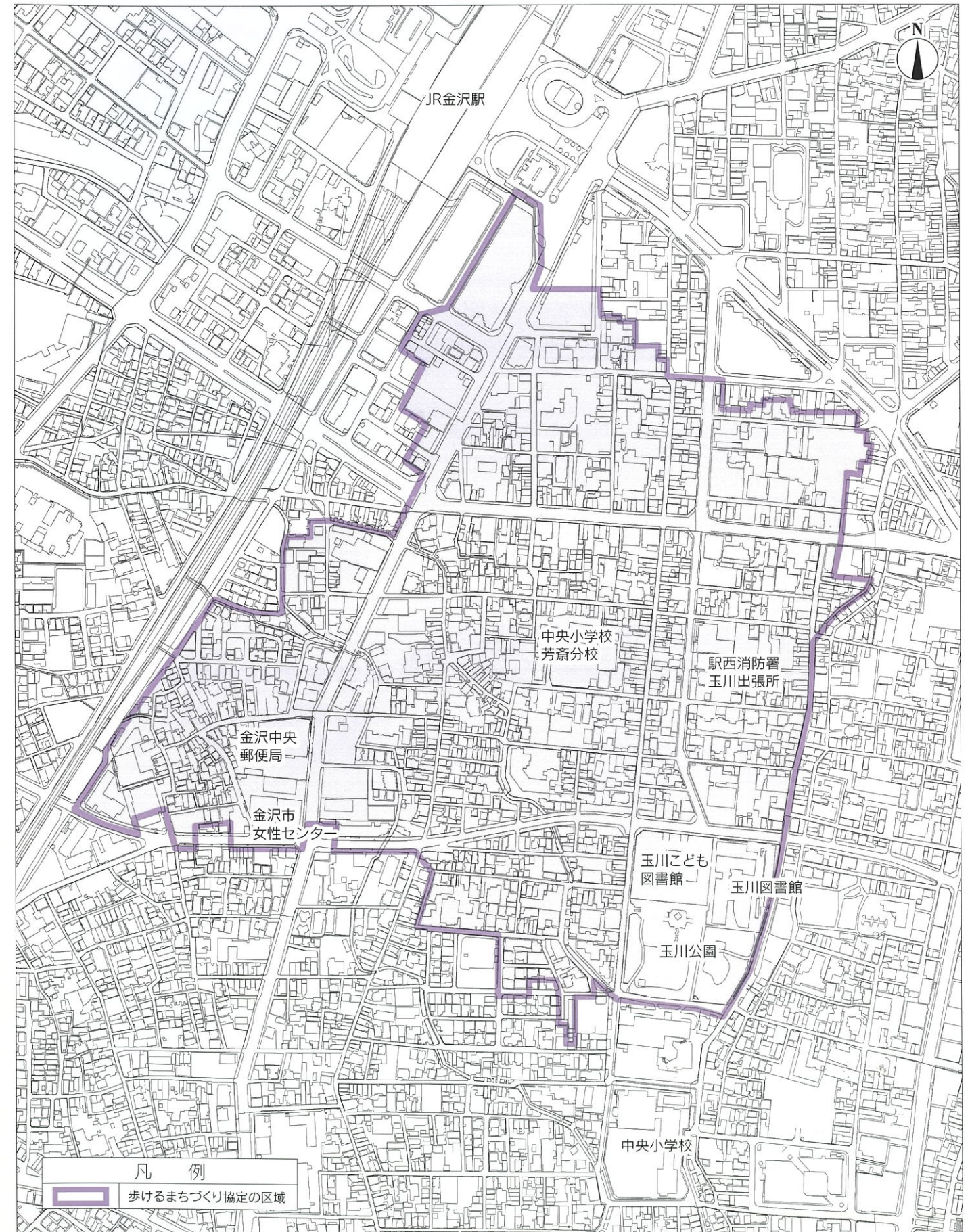
このため、芳齋地区歩けるまちづくり協議会では、地区住民や朝の通学児童たちが、安心して、快適に歩くことができるまちづくりを推進する観点から、歩行者・自転車・自動車が相互に気づかう環境づくりを柱とした歩けるまちづくり構想を策定し、金沢市と「芳齋地区歩けるまちづくり協定」を締結しました。今後は、構想の実現に向けて取り組むことで、みんなでつくる安全・安心で快適な交通環境を目指します。

安全で快適に歩くことができるまちづくりのために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

芳齋地区歩けるまちづくり構想

歩けるまちづくり構想の名称	芳齋地区歩けるまちづくり構想	
歩けるまちづくり構想の対象となる区域	金沢市芳齋2丁目及び六枚町の全部並びに芳齋1丁目、玉川町、本町1丁目、本町2丁目、昭和町、三社町、長土堀1丁目及び武蔵町の各一部(別添区域図のとおり)	
歩けるまちづくり構想の対象となる区域の面積	約48.3ヘクタール	
当該区域における交通環境の整備に関する事項	通過交通の抑制等による歩行者の歩行と自動車等の通行との調和に関する事項(自動車等の通行の制限、歩道の整備等)	本地区は、藩政期からの歴史を持つ金沢特有の細街路が多く入りくんだ、まちなか区域であると同時に、幹線道路が縦横に貫き、交通結節点であるJR金沢駅、図書館等の公共施設や武蔵・近江町等の商業地が隣接する利便性の高い地区である。 一方で、市内中心地への通過点にあるため、地区内の一部の細街路には通勤・通学の自転車や幹線道路からの通過車両が相当数流入している。そこで、通過車両の速度低減や通過交通の抑制等により、地区住民や朝の通学児童たちが、安心して、快適に歩くことができるまちづくりを推進する。
	歩行環境の向上に関する事項(バリアフリー、道路標識の設置、コミュニティ空間の確保等)	地区内の道路については、関係行政機関等と協力しながら自転車走行指導帯の整備による歩行者・自転車・自動車の通行位置の明確化、交通規制の遵守や速度抑制を促す道路標識や案内看板・路面標示等の設置など、快適な歩行空間づくりを目指すものとする。
住民等の自主的な取組に係る事項	交通安全の啓発に関する事項(自主的な交通安全活動の実施、迷惑駐車防止等)	住民や事業者は、一人ひとりが積極的にまちを歩くことを心がけることによって、まちに対する愛着を深めるよう意識醸成に努めるとともに、歩行者等に配慮した安全な自動車の運転に努めるものとする。 また、住民と自転車で通学する高校生との意見交換等に取り組み、地区内の自転車運転マナー向上や安全・安心で快適な交通環境を目指し、歩行者・自転車・自動車が相互に気づかう環境づくりに努めるものとする。
	まちなみと調和した道路空間の形成に関する事項(道路の美化又は緑化、冬期の除雪等)	住民や事業者は、快適に歩くことができる道路空間づくりに向けて沿道の美化・清掃活動に努めるものとする。 特に、グッドマナー宣言地区として、住民や事業者が一体となって取り組み、歴史ある鞍月用水沿いをはじめ、地区内の真ん中に一直線状に位置する玉川町通り商店街等できれいなまちなみづくりを推進することで美化意識の高揚を図る。
その他歩けるまちづくりを推進するために必要な事項	歩けるまちづくりを推進するため、住民や事業者を中心とした学習会や研究会等を開催し、歩けるまちづくりに対する意識の向上を図り、いつも笑顔で挨拶を交わし、心の通い合う活発な町会、公民館や商店街等の地域コミュニティ活動ができる安全で快適な道路環境づくりに努めるものとする。 また、住民や事業者は、極力マイカー利用を控え、移動手段として、金沢ふらっとバスをはじめとするバスなどの公共交通機関の利用に最大限努めるものとする。 なお、この協定のエリア内において、芳齋地区における地域交通のあり方検討会が策定した地域交通プランの実施についても関係行政機関等と連携し、積極的に取り組むものとする。	

【芳齋地区歩けるまちづくり協定区域図】



歩行者・自転車・自動車が相互に気づかう交通環境を実現します。
 芳齋地区へは、金沢ふらっとバス等公共交通機関でお越しください。
 いつも笑顔で挨拶を交わし、心の通い合うまちを目指します。